

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2019. 4月号》

発行：〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16

ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

(FAX 018-864-1815)

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。



平成31年4月1日以降

「トライアル雇用制度」の対象者を変更します

「トライアル雇用制度」及び「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」は、より必要とする方が利用できるよう、平成31年4月1日以降、以下のように**対象者の一部を変更**します。

ご利用をお考えの方は、ご留意ください。

※トライアル雇用とは、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則3か月）試行雇用することをいいます。



助成金の支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3カ月間）

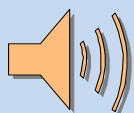
※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合いずれも1人当たり月額5万円（最長3カ月間）となります。

対象者の一覧（新旧対照表）

	現 行	平成31年4月1日以降
トライアル雇用の対象者	① 紹介日時点で、 <u>就労経験のない職業に就くことを希望する人</u>	(廃止)
	② 紹介日時点で、 <u>学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない人</u>	(廃止)
	③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人	① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している人
	④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人	② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている人
	⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人	③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている人
	(新設)	④ 紹介日時点で、ニートやフリーター等で45歳未満の人
⑥ 紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人	⑤ 紹介日時点で、就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する人	
	生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者	生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、 生活困窮者

※本制度の利用に当たっては、このほかにも各種要件があります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

【お問合せ先：企画部門 部門コード 32#】



《information》

イベント情報

～ハローワーク秋田が主催（または共催）する面接会や各種相談会の情報です～

○「ミニ面談会（C o C o d e 面談会）」

* 求人者と求職者の接触の機会を増やすため、ハローワーク秋田の相談室で開催するミニ面談会です。履歴書を持参しての堅苦しい面接会ではなく、お気軽に事業所の担当者から会社内容、求人内容、求人条件を聞くことができます。服装も自由です。

* 会場はハローワーク秋田1階相談室となります（当日は、1階総合案内で受付してください）。

* 参加を希望される方は、ミニ面談会担当者へお申込みください（事前予約をおすすめします）。

* 平成31年4月の予定（時間は午前⇒10:00～12:00・午後⇒2:00～4:00となります）

- ① 4月 1日 午前：株式会社秋田温泉さとみ（福祉事業部）
- ② 4月 2日 午前：株式会社イスリー 午後：株式会社全建（4月16日午後も開催）
- ③ 4月 3日 午前：株式会社ホテル・アルファーワン秋田 午後：株式会社品川商事 秋田店
- ④ 4月 4日 午前：大同生命保険株式会社 秋田営業部 ⑤ 4月 5日 午前：株式会社シンワ
- ⑥ 4月 8日 午前：株式会社和敬園 ⑦ 4月 9日 午前：西武 秋田店
- ⑧ 4月10日 午前：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 秋田支店
- ⑨ 4月11日 午後：社会福祉法人幸楽会
- ⑩ 4月12日 午前：有限会社やさしい手秋田 ⑪ 4月15日 午前：社会福祉法人新秋会
- ⑫ 4月16日 午前：社会福祉法人秋田聖徳会
- ⑬ 4月17日 午前：株式会社プレステージ・インターナショナル（4月26日午前も開催）
- ⑭ 4月18日 午前：株式会社日本ハウスホールディングス 秋田支店
- ⑮ 4月19日 午前：株式会社虹の街 午後：株式会社へいあん秋田
- ⑯ 4月22日 午前：株式会社秋田キャッスルホテル
- ⑰ 4月23日 午前：池田ライフサポート&システム株式会社
- ⑱ 4月24日 午前：国際タクシー株式会社 ⑲ 4月25日 午前：株式会社ニチイ学館 秋田支店
- ⑳ 4月26日 午後：医療法人正和会・社会福祉法人正和会・株式会社日本ケアシステム



【担当：紹介第1部門 部門コード 41#】

○各種相談会

* 各相談会とも、事前の予約が必要です。* 相談会場は、いずれもハローワーク秋田1階相談室です。

◆「雇用保険と老齢厚生年金の併給調整、国民健康保険料の軽減措置」について

□ 相談実施日：平成31年4月8日（月）4月22日（月）

13:00～17:00

【担当：雇用保険給付課 部門コード 11#】

◆「しごと・ストレスチェック相談室」

□ 相談実施日：平成31年4月19日（金）、5月10日（金）

13:00～15:00

【担当：紹介第1部門 部門コード 41#】

◆「福祉のお仕事」相談コーナー（秋田県福祉保健人材・研修センター）

□ 相談実施日：平成31年4月23日（火）

10:00～15:00

【担当：紹介第2部門 部門コード 41#】

◆「看護のお仕事」相談会（秋田県ナースセンター）

□ 相談実施日：平成31年4月9日（火）、4月26日（金）

9:00～12:00

【担当：紹介第2部門 部門コード 41#】

2019年度の雇用保険料率について

～2018年度から変更ありません～

- ◆ 2019年4月1日から2020年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。）
 - ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も引き続き3/1,000です。（建設の事業は4/1,000です。）



2019年度の雇用保険料率

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+②		
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(2018年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(2018年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(2018年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は2018年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

【お問合せ先：雇用保険適用課 部門コード 21#】

“ハロトレ”情報 <<就職のために新たな技能や知識を習得しませんか！>>

区分	訓練科名	訓練期間	定員	訓練実施場所	募集期間
公共訓練	介護労働講習(実務者研修を含む)	19.6.3～19.11.13	40名	秋田テルサ(秋田市御所野)ほか2か所	19.2.27～19.5.13
	パソコン初級科	19.6.5～19.9.4	20名	秋田県青少年交流センター	19.3.28～19.5.8
求職者 支援訓練	パソコンスキル基礎科	19.5.13～19.7.12	15名	コンピュータスクールデュナミス秋田校	19.3.18～19.4.8
	ネイリスト科	19.5.13～19.11.12	10名	秋田県理容美容専門学校	19.3.1～19.4.15
	Web制作技術者養成(夜間)科	19.5.17～19.10.16	15名	トラパンツコンテンツスクール竿燈大通り校	19.3.27～19.4.17

☑選考により受講者を決定しますので、お申込みいただいても受講できない場合がありますので、ご了承ください。

☑日程等が変更される場合がありますので、申込み前に再度確認願います。

☑受講料は無料ですが、教材等の自己負担があります。

☑「ハロトレ」【ハロートレーニング ～急がば学べ～】は、「公的職業訓練」の「愛称」と「キャッチフレーズ」です。



ハロートレーニング
—急がば学べ—

【お問合せ先：紹介第1部門 部門コード 41#】

求人広告掲載時のトラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しております。求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

《実際に相談のあったケース》

◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。



※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること（あっせん行為を含まない）や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

【お問合せ先：求人部門 部門コード 31#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(平成31年2月)

概況 (常用)

月間有効求人数は8,634人(前年同月比3.5%増加)、月間有効求職者数は6,248人(前年同月比0.3%増加)となった。結果、月間有効求人倍率(原数値)は、1.38倍(前年同月1.34倍)と対前年同月比で0.04P上回った。

【用語解説】

- * 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう)と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- * 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう)と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- * 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率(常用)の推移

